

- *農林水産省* (http://www.maff.go.jp/)
- 1. [鶏料理を楽しむために~カンピロバクターによる食中毒にご注意を!!~]

(消費・安全局食品安全政策課)

鶏肉は、外食や家庭での料理に一年を通して利用されることが多い人気の食材です。しかし、生の鶏肉や加熱不十分な鶏料理、鶏肉や調理器具の不適切な取扱いにより二次汚染された食品を原因とした、カンピロバクターによる食中毒が多発しています。

https://www.maff.go.jp/j/fs/campylobacter.html

2. [令和3年度の第2回の食品の安全性に関する「リスク管理検討会」開催](令和4年12月10日 消費・安全局食品安全政策課)

https://www.maff.go.jp/j/study/risk_kanri/r3_2/index.html

3. [令和2年度 地域における食育活動の取組優良事例] (令和3年11月17日 消費・安全局消費者行政・食育課)

https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/torikumi/r02.html

- *厚生労働省 * (https://www.mhlw.go.jp)
- 1. [食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について] (令和3年11月18日 生食発1118第1号 大臣官房生活衛生・食品安全審議官)

https://www.mhlw.go.jp/content/11131500/000856820.pdf

2. [有毒植物に要注意]

https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000619563.pdf

3. [陽管出血性大腸菌Q&A] (食品の安全に関するQ&A 2021 年 12 月 09 日更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177609.html

4. [令和 3 年 10 月 18 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会 新開発食品評価調査会 議事録] (医薬・生活衛生局 食品基準審査課 新開発食品保健対策室)

 $\underline{\text{https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22669.html}}$

(参考) いわゆる「健康食品」のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/hokenkinou/index.html

- *内閣府 食品安全員会* (https://www.fsc.go.jp/)
- 1. [国内の家きんにおける最近の発生に関する主な情報] (令和3年12月12日更新) 我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html

- 2. [令和4年度食品安全モニター募集について] (令和3年12月1日 食品安全委員会事務局) 内閣府食品安全委員会では、食品の安全確保に関する施策について、国に対して直接ご意見をお寄せ いただく「食品安全モニター」を2022年1月25日(火)17時まで募集しています。
 - http://www.fsc.go.jp/monitor/bosyu/2022monitor-bosyu.html
- 3. [第840回 食品安全委員会会議資料を掲載しました] (令和3年11月30日) https://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20211130fsc
- *消費者庁* (https://www.caa.go.jp/)
- 1. [インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について] (令和3年11月29日 表示対策課ヘルスケア表示指導室)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms214_211129_01.pdf

* 今月のトピックス*

[ペットフード安全法改正について(無機砒素)]

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)は、メラミンが混入したペッ トフードによって犬猫に健康被害を起こしたアメリカの事件をきっかけに制定されました。ペットフー ド安全法では、安全性に関する基準・規格等が定められ、国内で流通するペットフードの安全が守られ ています。法律の対象となるペットフードは、犬と猫のペットフードです。

法律の対象となるペットフードの例

- 〇 総合栄養食(主食タイプ)
- 一般食(おかずタイプ)
- おやつ○ スナック
- 〇 ガム
- 〇 生肉
- 〇 サプリメント
- ミネラルウォーター



法律の対象とならないペットフードの例

- 〇 医薬品
- おもちゃ
- ペットフードの容器
- O またたび 〇 猫草
- 店内で飲食されるフード
- 調査研究用のフード



ペットフード安全法第5条に基づき、成分規格(かび毒、重金属等、有機塩素系化合物、農薬、添加 物、その他)、製造方法基準、表示基準が設定されています。そのうち、砒素の成分規格が無機砒素に 変更されました。犬や猫の砒素の毒性評価を毒性の高い無機砒素で行っていること,無機砒素の検査法 (LC-ICP-MS)が整備されたことから、無機砒素の基準が採用されました。

2021 年 9 月 30 日まで		2021年10月1日から	
	上限値*		上限値*
砒素	15 μg/g	無機砒素 (無機砒素(皿)及び無機砒素(V)の総和をいう)	2 μg/g

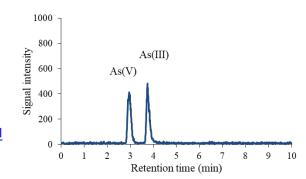
* 水分量 10 %の場合の上限値

弊財団では愛がん動物用飼料等の検査法による無機砒素 の分析を承っております。

お気軽にご相談ください。

[参照 Web ページ]

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/petfood/index.html



☆お知らせ☆

『JFRL 講演会@Web』では飼料・ペットフードの事業者向けの勉強会も予定しております。近日中にご 案内予定です。お楽しみに!

内容についての問合せ、配信アドレスの変更・追加配信希望・配信停止はHPのお問合せよりお願いい たします。https://www.jfrl.or.jp/contact/create

配信元:一般財団法人日本食品分析センター (https://www.jfrl.or.jp/)